

1 地方版規制改革会議の概要

国の規制改革会議議長から、全国の地方公共団体首長に対し、地方版総合戦略を推進する観点から、その阻害要因となり得る規制・制度の検証等を行う「地方版規制改革会議」の設置について検討するよう依頼がなされた。この依頼を踏まえ、地方創生に向けた魅力ある地域づくりを進めていく上で、地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両輪で推進する観点から、既存の「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」の分科会組織として、地方版規制改革会議（“ふじのくに”規制改革会議）を設置する。

【本県独自の“ふじのくに”規制改革会議の設置方針】

県と35市町がそれぞれ地方版規制改革会議を設置することによる事務の重複を解消するため、地方版規制改革会議を県・市町が共同で設置・運営し、魅力ある地域圏の形成に向けた取組のより一層の強化を図る。

< “ふじのくに” 規制改革会議の設置 >

○地域ニーズに即応した地方創生施策と規制改革を両面から進める観点から、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」の分科会組織として位置付け、県民会議から委員を選出する

